

地域学校協働本部 (学校支援地域本部からの移行)

～「学校を核とした地域づくり」を目指して～

Q1 地域学校協働本部とは?

●地域の人々や団体による「緩やかなネットワーク」を形成した地域学校協働活動を推進する体制のこと。

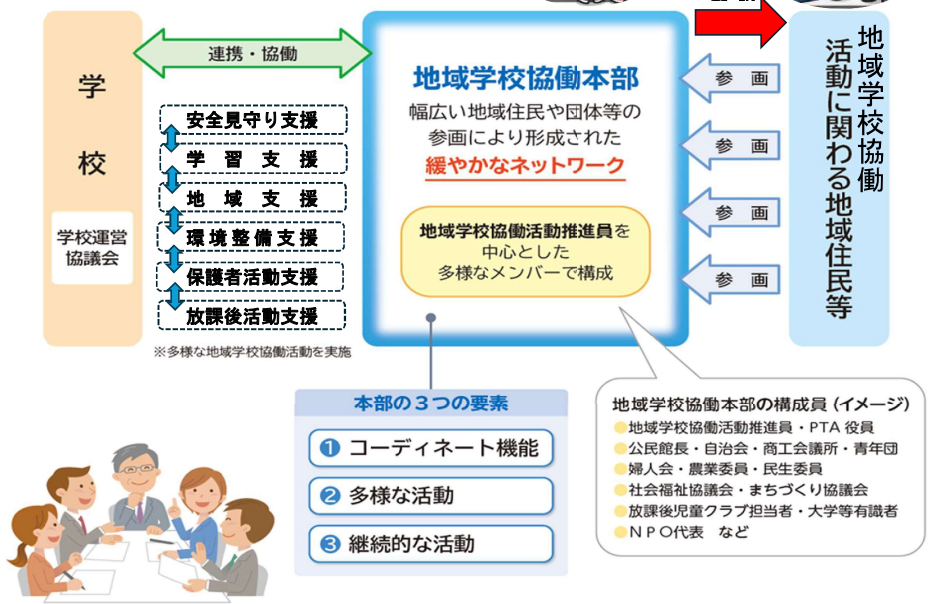
R11までに千葉市立の全ての学校に学校支援地域本部が導入され、順次、地域学校協働本部へと移行されます。

Q2 地域学校協働活動とは?

●地域住民、学生、保護者、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のこと。



地域学校協働本部のしくみ



コミュニティ・スクール (学校評議員制度からの移行)

～「地域とともにある学校づくり」を目指して～

Q1 コミュニティ・スクールとは?

●「学校運営協議会」を設置している学校のこと。

R14までに千葉市立の全ての学校がコミュニティ・スクールになります。



Q2 学校運営協議会とは?

●法律に基づき、教育委員会により任命された委員が、一定の権限を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のこと。

Q3 学校運営協議会の役割は? (地教行法第47条の5)

- (1)校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること。
- (2)学校運営に関して教育委員会又は校長に意見を述べること。
- (3)教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べること。

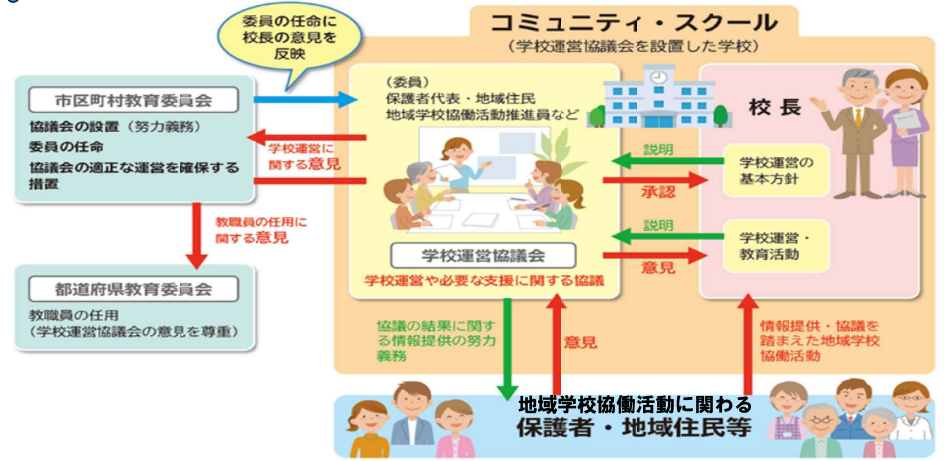


Q4 どのような内容を熟議※するの?

●学校運営について、地域住民や保護者等が校長の作成する基本方針を承認したり、学校と様々な課題を共有したりするとともに、必要な支援等を協議します。

※熟議とは、多くの当事者による「熟慮」と「議論」を重ねながら課題解決を目指す対話のことで、活発な議論により、的確に多くの人の意見を反映することができます。

コミュニティ・スクール(学校運営協議会)のしくみ



コミュニティ・スクール(学校運営協議会を設置した学校)と地域学校協働本部(学校支援地域本部)の一体的推進

学校運営協議会 年間スケジュールのモデル

回数	主な内容
第1回	・委員委嘱・学校運営基本方針の承認 ・学校予算や行事の説明
第2回	・授業参観、行事参観 ・教職員とのグループワーク ・課題の共有、解決策の検討
第3回	・教職員任用に関する意見書作成 ・地域学校協働本部からの報告
第4回	・学校評価・年間のまとめ ・次年度学校運営基本方針の提示 ・意見交換・次年度の予定

※特に決まりはありませんが、3~4回程度開催している学校が多いです。

コミュニティ・スクールの役割

学校経営への地域参画の促進

地域活動への支援・協力

地域ぐるみの子育て・見守り体制の構築

学校と地域の信頼関係の構築

地域課題の共有と解決への協議

学校運営協議会や地域学校協働本部について、もっと詳しく知りたい場合は…

千葉市 地域・学校の連携・協働の体制

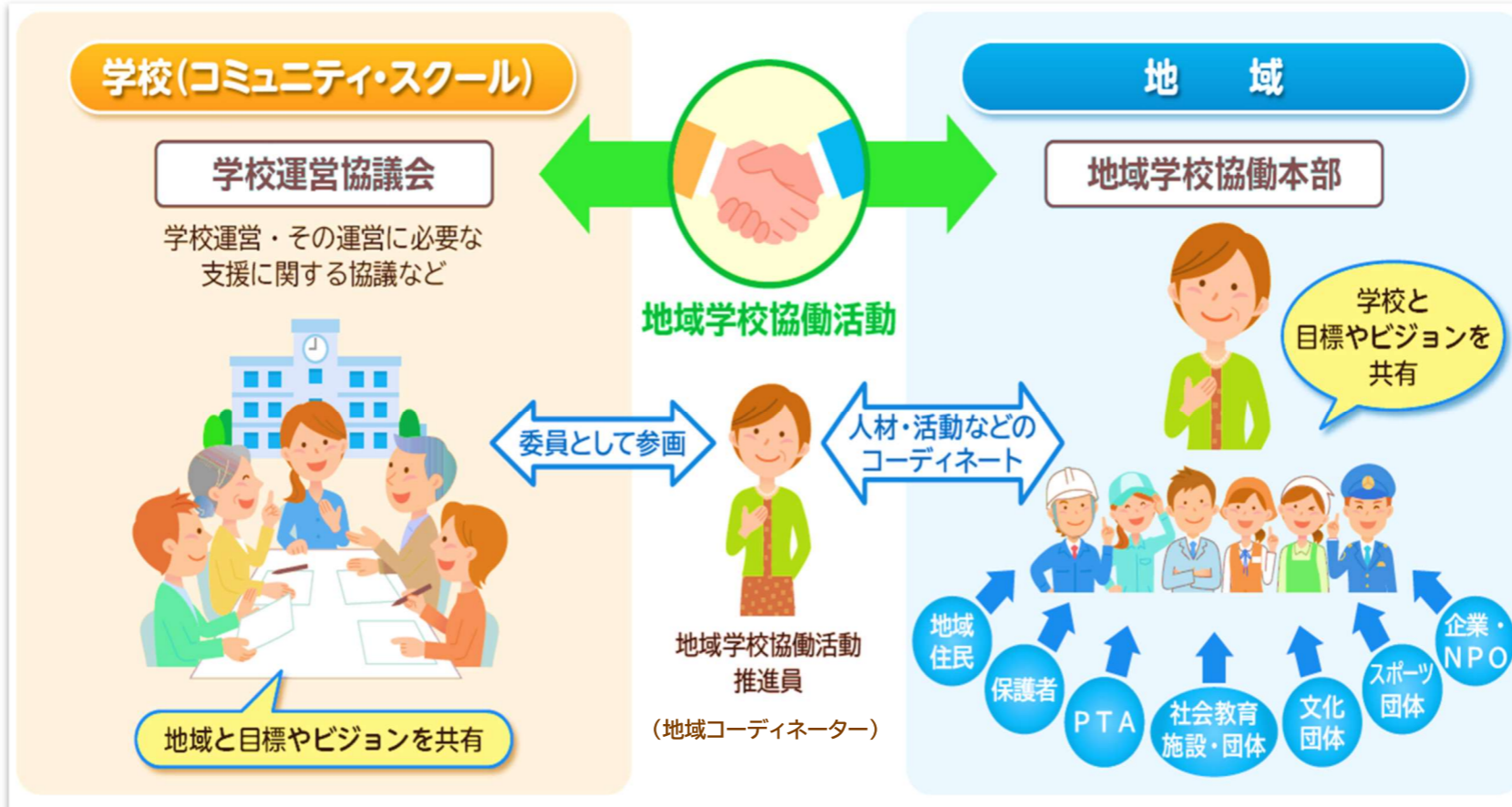
検索

【問い合わせ先】

千葉市教育委員会学校教育部学事課

TEL : 043-245-5928 FAX : 043-245-5982

2026年2月発行



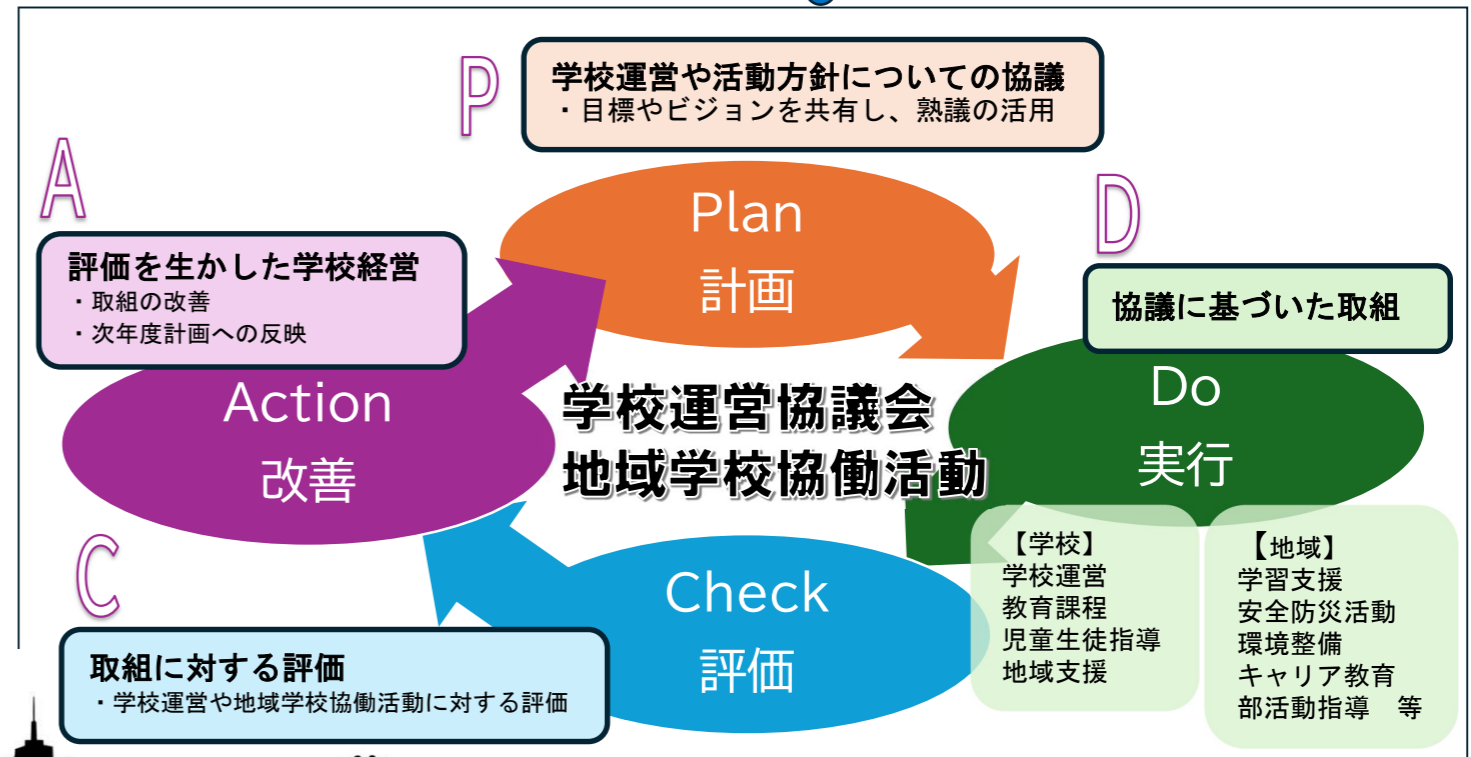
地域学校協働活動推進員の 主な役割 (地域コーディネーター)

※地域学校協働活動を推進するためには、学校と地域をつなぐコーディネーターの役割は必要不可欠です。「地域学校協働活動推進員」は、社会教育法に基づき教育委員会が委嘱する地域住民等と学校との連絡調整等を行うコーディネーターです。

- 地域や学校の実情に応じた地域学校協働活動の企画・立案
- 学校や地域住民、企業・団体等の関係者との連絡・調整
- 地域ボランティアの募集・確保など



学校と地域、双方から見た PDCA (計画⇒実行⇒評価⇒改善)



学校運営協議会が活性化すると、 どんな良いことがあるの？

